



京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚 俊宏
 税理士 杉本 高男
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

4月

(卯月) APRIL
 29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

ワンポイント 固定資産税の納期

固定資産税の納期は、4月、7月、12月、2月中において、その市区町村の条例で定められますが、特別の事情がある場合は、これと異なる納期を定めることができると、地方税法で規定されています。このため、固定資産税の第1期分の納期が、5月や6月になる市区町村も出てきます。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 4月中において市町村の条例で定める日
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 4月中において市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(1月~3月分) 5月1日

家内労働者等の所得計算の特例

Q 私は、甲社の運営する英会話スクールで英語の講師をしております。甲社からの収入については請負契約に基づくものなので以前から事業所得としております。この収入は年間120万円、必要経費が30万円なのですが、以前、私のような少額の実業所得者の所得計算で何か特例があると聞いたことがあります。詳しくご説明ください。

A ご質問の特例とは「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」のことだと思えます。この特例は、家内労働者等が有する事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額について、原則として65万円まで認めるといふものです。ここで、「家内労働者等」とは、次のいずれにも該当する者とされています。

- 1 家内労働法第2条第2項の家内労働者に該当する個人、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者で、事業所得又は雑所得を有する者
 - 2 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が65万円(給与所得を有しているときは65万円から給与所得控除額を控除した残額)に満たない者
- したがって、あなたの場合、特定の甲社に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務としているとともに、実額で計算した必要経費30万円が65万円未満ですから、この特例の適用を受けることができます。
- なお、自宅等で英会話スクール等を営む事業所得者については、不特定多数の者を相手にスクールを主宰しているため、特定の者に対して継続的に人的役務の提供をしているとは言えず、必要経費の金額にかかわらず、この特例の適用を受けることはできません。

税金メモ

相続税の二割加算

問 被相続人甲の長男乙は相続開始以前に死亡しており、乙の長女丙が甲の代襲相続人となりましたが、相続放棄をしております。しかし、甲からの遺贈財産があるため相続税申告をする必要があり、この場合、相続税法一八条の規定による相続税額の二割加算の適用を受けるのでしょうか？

答 同規定の適用を受けるのは、相続等により財産を得た者が、その被相続人の一親等の血族及び配偶者以外である場合です。この場合の一親等の血族には代襲相続人を含みます。しかし、相続放棄した代襲相続人は相続人ではなく、一親等の血族でもないので、同規定の適用を受けることとなります。

法人成り後に不動産所得が生ずる場合の青色申告の承認の効力

Q 私は、青色申告を選択していた事業所得者ですが、年の途中でその事業について、いわゆる「法人成り」をし、従来の店舗(私の個人所有)をその法人に貸し付けています。この場合、法人成り後の不動産所得については、新たに青色申告の承認申請をする必要がありますか？

A 青色申告者が、青色申告の対象となる業務の全部を譲渡又は廃止した場合は、その青色申告の承認の効力は、その譲渡又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税について失うこととされています。ご質問の場合は、法人成りした年の12月31日までは青色申告の承認の効力は存続していますから、その年内に開始した青色申告の対象となる不動産貸付業に係る不動産所得についてもその効力が及ぶこととなります。したがって、再申請手続は必要ありません。

配社 支会 殊族 特同



損金不算入制度 Q&A



判定することになるようです。
なお、判定に当たっては、例えば、事業計画の策定、多額の融資契約の実行、人事権の行使等に際しての意思決定の状況や役員給与の多寡などもその判定の要素になると考えられています。

平成十八年度税制改正により創設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用が、いよいよ本格的に始まります。

というのは、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度から適用なので、通常の場合、平成十九年三月三十一日決算で、五月三十一日が確定申告期限となる会社から適用されることが多いからです。

新しい制度で、しかも法律の解釈が難しいため、国税庁のホームページ等で追加情報も公開されてきていますので、詳細になった部分を以下で説明します。

特殊支配同族会社の判定

この制度は、まず特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定までの理解が重要なので、要件を一

つ一つ確認する必要があります。

Q1 特殊支配同族会社はどう判定するのですか。

A 特殊支配同族会社とは、次の二つの条件に該当する会社をいいます。

- ① 持株割合等要件
同族会社の業務を主宰する役員（個人に限る）及びその同族関係者等（業務主宰役員関連者）が発行済株式総数（自己株式を除く）又は議決権総数の九〇%以上の数の株式を有していること
- ② 役員割合要件
業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の

Q2 業務主宰役員とは、どのような役員をいいますか。

A 業務主宰役員とは、法人の業務を主宰している役員一人を指す概念であり、個人に限ることとされています。

具体的には、税務上の役員のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員をいうこととなります。通常は、代表取締役や社長といわれる役員がこれに該当することになることが多いと考えられますが、必ずしも肩書きのみにより判定するのではなく、実質的な関わりにより

Q3 役員割合要件の中の「常務に従事する役員」とはどのような役員をいいますか。

A 本制度の適用対象となる特殊支配同族会社は、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が、常務に従事する役員総数の半数を超える同族会社に限られています。

この「常務に従事する役員」とは、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいいますが、常務に従事する役員に該当するかどうかについては、その業務の内容や従事の実態などを踏まえ、その実質に応じて個々に判断されるようです。
例えば、代表取締役は会社を

代表し、会社の業務に関する一切の行為をする権限を有するため、当然に常務に従事する役員になります。また、副社長、専務又は常務などの職制上の地位を有する役員については、その会社の枢要かつ責任のある地位にあり、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している役員と考えられることから、常務に従事する役員となるようです。

使用人兼務役員については、その役員としての職務が、単に取締役会のメンバーとして業務執行に関する意思決定に参画するだけでなく、会社の経営に関



する業務を実質的に、日常継続的に遂行している場合には、常務に従事する役員となります。
具体的には、その者に対する役員給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるようなときには、常務に従事する役員として取り扱われるようです。

Q4 特殊支配同族会社から外れるためには、どうしたらよいでしょうか。

A 特殊支配同族会社かどうかは、その法人の事業年度終了時点の現況により判定されます。

- ① 同族関係者以外に株式を譲渡し、業務主宰役員とその同

族関係者の持株比率を九〇%未満にする。

ただし、同族関係者以外に株式を譲渡したとしても、同族関係者と同じ内容の議決権を行使することに同意している場合は、その同族関係者が議決権を保有しているときとみなされます。

- ② 同族関係者以外の人を役員に登用し、同族関係者の役員が半数を超えないようにする。
なお、形式的な役員増は、対象とされない可能性があります。

Q5 持株割合等要件に影響する同一内容の議決権を行使する者とはどのような者をいいますか。

A 「同一の内容の議決権を行使することに同意している者」かどうかは、契約、合意等により、個人又は法人との間で特定の個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定されますが、例えば、次のような場合は、同一の内容の議決権を行使することに同意

している事実があるものと考えられます。

- ① 株式の所有が組合形態で行われている場合で、特定の組合員の意思により議決権が行使される旨の組合契約等における合意があるとき
- ② 株式の所有が信託形態で行われている場合で、委託者、受託者又は他の受益者の意思又は指図により議決権を行使する旨の合意又は信託行為における定めがあるとき
- ③ 株式を相互に持ち合っている場合で、議決権の行使についてお互いの意に沿うよう行使する旨の合意があるとき
- ④ 当該個人又は法人に対して継続的に白紙委任状を提出しているとき

なお、単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、当該個人又は法人と出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもっては、当該個人又は法人の意志と同一の内容の議決権を行使することに同意している者とはされません。